

【件名】豪州渡航の際の出発前検査（1月22日（金）以降のフライト対象）（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 1月8日（金）付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州渡航の際の出発前検査について、細部が判明しましたのでお知らせします。1月22日（金）から豪州への渡航に際して、出発前72時間以内のPCR検査（陰性証明）が必要となります。日本に一時帰国等されている方で、豪州に戻られる際はご注意ください。

【本文】

1 1月8日（金）付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州渡航の際の出発前検査について、1月22日（出発地の現地時間）以降に出発するフライトで豪州に渡航する方は、チェックイン時にCOVID-19検査の陰性証明を提示する必要があります。

2 当該検査については、フライト（豪州渡航のために1つ以上の乗継便を予約している場合は最初のフライト）出発予定時刻の72時間以内にPCR検査を受ける必要があります。

3 当該検査の陰性証明には、英語で記載された以下の情報を含める必要があります。陰性証明は紙ベースのものが望ましいですが、必要な情報を含む電子データ（Eメールやテキストメッセージに埋め込まれた文書等）での提示も可能です。

（1）旅行者の氏名、生年月日

（2）検査結果（例：「negative」、「not detected」）

（3）検査方法（例：「PCR test」）

（4）検体採取日

（5）検査結果の承認日、承認者の氏名

（6）検査実施機関（laboratory / clinic / facility）の名称、住所

（7）検査実施機関（laboratory）の所属する認定機関（分かる場合）

4 搭乗時に4歳以下の子供は当該検査が不要です。その他脆弱な方は当該検査が免除される場合があります（免除の可否は豪州政府が判断）。

5 豪州をトランジットで通過するだけでも当該検査が必要です。

6 ニュージーランドからの隔離なし（green zone）フライトで豪州に渡航する方は、当該検査が不要になります。

7 COVID-19 ワクチン接種者も当該検査が必要です。

（その他詳細は、以下、豪政府ウェブサイトを参照ください）

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/frequently-asked-questions-international-passengers>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (W A州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>